

むつ市介護保険事業者等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告 取扱要領

平成30年2月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設及び有料老人ホームを運営する者（以下「事業者」という。）のサービス提供により発生した事故・不祥事案及び感染症等（以下「事故等」という。）の市への報告の取扱いについて定め、事故発生状況を把握するとともに、事業者による事故等への速やかな対応及び再発防止への取組を促進することにより、適切なサービス提供体制を確立し、もって利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

(報告の対象)

第2条 報告の対象となる事故等は、当事者が市の被保険者である場合及び事業所の所在地が市内である場合とする。

(報告の範囲)

第3条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故等が発生した場合には、事業者の過誤又は過失の有無にかかわらず、報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供による利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故
 - ア 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故を含み、通所サービス、短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供」に含むものとする。
 - イ 負傷の程度については、外部の医療機関での受診を要したものの又は後遺障害が残るおそれがあるものとする。ただし、軽傷であっても、事業者の判断により報告を行っても差し支えない。
 - ウ 利用者が病気等により死亡した場合についても、死因等に係る疑義により家族との間で問題が生じた場合は、報告すること。
- (2) 感染症等

ア 報告する感染症等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち、5類感染症以外のものとする。ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ又は感染性胃腸炎は報告の対象とする。

イ 報告の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合

(イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(ウ) (ア)又は(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、事業者の長が特に報告する必要があると認める場合

(3) 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等

利用者からの預かり金の横領等利用者の処遇に影響のあるものについては、報告すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事故

行方不明者の発生、誤薬等により利用者の生命又は身体に重大な結果を生ずるおそれがある場合は、報告すること。

（報告の手順）

第4条 事業者は、事故等が発生した場合には、速やかに市に対して電話等により第一報を行うこと。特に、食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発生者が広がるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いが生じた時点で、電話等による第一報を行うとともに、第3条第2号による報告も行うこと。

2 事業者は、事後の経過について、次条の規定により最終的な報告をすること。

3 関係法令に届出義務がある場合は、これに従うとともに、この要領の規定に従い報告すること。

4 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意すること。

（報告の書式）

第5条 事故・不祥事案が発生した場合は、別紙1「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」を標準とした様式により報告すること。

2 感染症等が発生した場合は、別紙2「社会福祉施設等感染症等発生報告書」を

標準とした様式により報告すること。